

2020-1-8 第35回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

○溝口課長補佐 若干遅れている委員もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただ今より第35回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は公開ですが、撮影は議事に入るまでとさせていただきます。

また、傍聴される方につきましては、留意事項の遵守をお願いいたします。

本日の分科会ですが、市川委員、遠藤委員、小池委員、田中委員、西尾委員、松島委員、三村委員、ハッ橋委員から欠席の連絡をいただいております。

委員総数24名中、遅れている委員も含めまして16名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議が成立しましたことを報告いたします。

撮影はここまでとさせていただきますので、御協力をお願いします。

この後の進行は武井会長をお願いしたいと思います。

○武井分科会長 それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、どうぞことしもよろしくお願い申し上げます。

初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き、事務局からお手元の資料の確認をさせていただきます。

まず次第がございまして、委員名簿、座席表。配付資料として、

資料1 2019年度生活衛生関係営業振興指針の改正について

資料2 興行場営業の振興指針 新旧対照表（修正案）

資料3 旅館業の振興指針 新旧対照表（修正案）

資料4 浴場業の振興指針 新旧対照表（修正案）

資料5 飲食店営業（めん類）の振興指針 新旧対照表（修正案）

参考資料としまして、「関係法令」及び「振興指針改正に係る諮問書及び付議書」をつけてございます。

過不足等ございましたら、お知らせください。

以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

それでは、内容に入りたいと思います。本日の進め方ですが、修正箇所を中心に4業種ごとに分けて説明、審議という形で進めたいと思います。

では、資料1及び資料2、興行場営業の振興指針改正修正案について、事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き、事務局から説明させていただきます。

資料1、緑色の概要でございますけれども、前回、前々回と送付させていただいた資料

をベースとして、下線部のところを今回修正案ということで簡単にお示ししております。

簡単に説明させていただきますと、3ページの興行場営業のところをおめくり下さい。

「第三 興行場営業の振興の目標に関する事項」としまして、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施ということを書き加えてございます。あとは、⑤受動喫煙防止としまして、望まない受動喫煙に関する記述や受動喫煙防止に必要な措置を講じる等と書いてございます。「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」としまして、⑤に「働き方・休み方改革に向けた対応」としまして、雇用形態にかかわらない待遇や職場のハラスメントなどを新たに書き込んでございます。

4ページ目の旅館業です。第三の目標に関する事項としまして、同じくHACCPに関する衛生管理の確実な実施、受動喫煙に関する⑤で同じく「『望まない受動喫煙』が生じないよう」などの記述を追加してございます。あと、第五の③に「災害時に備えた非常用電源の整備」と新たに追加してございます。⑤働き方・休み方改革の対応としまして、同じく雇用形態にかかわらない待遇の改善や職場のハラスメント対策について新たに修正案として追加してございます。

5ページ目の浴場業です。これも同じく第三の④に受動喫煙防止対策に関する記述、あとは第五の前回御議論いただきました浴育に関する内容につきまして、商標権の関係などもありましたが、それらも踏まえた上で記述を整理させていただきまして、「民間の取り組みと連携して」などに修正の上、書いてございます。その他、⑥働き方・休み方改革としまして、同じく職場のハラスメント対策などを書いております。

6ページ目、飲食店営業のめん類です。同じく第三の④受動喫煙防止対策に関する内容と、第五の⑤働き方・休み方改革に関する内容を新たに追加してございます。

その他の資料につきましては、同じ内容になります。

資料1については以上でございます。

続きまして、資料2の興行場営業の新旧対照表を中心に説明させていただきます。

4ページでございます。これは前回、前々回の分科会ではデータ更新中ということでお時間をいただいていたところでございますが、振興計画の実施状況についての各組合に関する自己評価というところで、左の内容と右の内容は5年前と同じ考えで対に書いてございます。「達成」「概ね達成」というところで、自己評価を各組合の方で振興計画を作っておられる各組合の報告に基づき整理した内容を示してございます。

続きまして、7ページです。例示的ではありますが、ホットドッグ等食品を取り扱う施設もあり、食中毒の発生防止等食品の安全を確保するために食品衛生法が改正されてHACCPなどの内容につきまして、他の食品関係と同じ書きぶりで新たに追加してございます。

続きまして、8ページでございます。これに限らず共通した内容としまして、前々回指摘されました「営業者」と「事業者」の書きぶりが統一されていないとか、あるいは「利用者」・「消費者」の考え方につきまして統一をさせていただき、生活衛生法上は「営業者」という表現になっておりますので、「営業者」、「事業者」となっているものは「営

業者」に統一させていただいております。

あと、「利用者」につきましては、施設を使ってサービスの提供を受ける方を「利用者」、ここと言えば、興行場、旅館業、浴場業は「利用者」で統一、店舗で商品の提供サービスを受け、それを消費するものは「消費者」と書き分けてございます。これに関しては、めん類に関して「消費者」という形で統一しております。その考えに沿って、8ページ目は「利用者」で修正をしてございます。

続きまして、9ページの「(2) 高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮」、これは前回御議論いただきましたが、買い物弱者ということで興行場との関係性が薄いのではないかと思いますので、今回の改正指針では削除の形でお願いしたいと思います。

同じく、11ページの黄色のところでございます。東京オリンピック・パラリンピックに関する記述も興行場とは関連性が薄いかなというところで、削除の形としてございます。

少し戻りまして、10ページ目でございます。前回子育て世帯への配慮なども書いた方がよいのではないかということで、内容が薄くて申し訳ないのですが記述してございます。これは御審議いただいて、より具体的な内容をいただければと思っております。

11ページ、「(5) 受動喫煙防止対策への対応」ということで、前回、前々回の分科会で受動喫煙に関する記述をもう少し書いた方がいいのではないかという御議論をいただきまして、健康増進法の一部改正やその概要の考え方を書いてございます。「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を受動喫煙と定義付けており、それを記載しました。あと、下の2段目ですが、健康増進法の一部改正を書き、キーワードとして「望まない受動喫煙が生じないよう」と書き管理者または営業者が防止するための措置を講じることということで、興行場においても求められる、ということを書き足しております。

続きまして、15ページでございます。「第四 興行場営業の振興の目標を達成するために必要な事項」としまして、HACCPに関する記述を新たに書いてございます。営業者は利用者が信用し、安心できる商品を提供するため、従業員の清潔な着衣や手洗いの励行などのHACCPに沿った衛生管理を行う必要があると記述してございます。

19ページ、「(1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項」としまして、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の推進の手引書の作成ということを他の食品の指針と同じく書いてございます。

続きまして、24ページでございます。これも同じく買い物弱者という内容が興行場との関連性が薄いということで、削除の形で整理させていただいております。

25ページは、言葉の関係で「青少年に対する風紀面の配慮」という書き方に修正をしています。

27ページでございます。同じく受動喫煙のところの書きぶりでございますが、望まない受動喫煙の防止を図るため、以下の措置を講じるということで、これまでは禁煙室の設置だけでございましたが、新たに受動喫煙による健康影響が大きい子供など20歳未満の者、

患者等への配慮。また、従業員に対する受動喫煙防止対策を追加してございます。

29ページでございます。最低賃金の引き上げを踏まえた対応ということで、最低賃金の引き上げの遵守が求められてございますので、「努める必要がある」というような形で強めに書いてございます。

最後、30ページから31ページです。働き方・休み方改革に向けた対応としまして、昨今、働き方・休み方改革が注目されておりますが、その中で職場環境をつくることで人材の確保や生産性の向上が図られるよう、長時間労働の是正や雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保、また、ここに職場のハラスメント対策が今まで記述がございましたので、職場のハラスメント対策に関する内容を書いております。具体的には下段のところでは、（３）は「就業形態や就業形態に関わらない」と「又は」を「や」に替えました。あとは「（４）従業員に対する待遇に関する説明」ですが、ここに関しては中小企業の方も2021年4月から義務化するということで、明示的な形で「説明義務」と書き加えさせていただいております。

その他、ハラスメント対策としまして、「セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等職場のハラスメント対策」と新たに盛り込んでございます。

興行場指針の改正の修正案については以上でございます。

○武井分科会長　ありがとうございました。

先日来御議論いただきました内容、あるいは御意見を頂戴いたしました内容に基づきまして、お役所のほうで修正をしていただいているという手順になっております。

それでは、御意見、御質問をお願いしたいと思いますが、これまでと同様に、発言のときは挙手をしていただいて、私のほうで指名をさせていただきますので、それから御発言いただくという形で御協力をお願いいたします。

それでは、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

どうぞ。お願いいたします。

○大出委員　興行の大出です。本日はよろしくをお願いいたします。

10ページの「子育て世帯への配慮も合わせて求められる」という部分で2点補足といいますか、現状を報告させていただきますと、まず、映画の料金としましては、基本的には3歳からいただいているところがほとんどですので、2歳以下の方は無料ということで、当然2歳以下の子供が理解できる映画というのも少ないのですが、料金的には3歳からもらっているというところで負担がないようにしているという部分と、3歳以上の子でもどうしても泣いたりしてしまうというところで、親が映画館に連れていきたくないというような意見もたくさんありますので、乳幼児だけを集めた上映会というようなものも映画館ではイベントとして行っているところがありまして、エアコンで暖かくしておく、場内も真っ暗にせず少し明るくしておくなど、そういった映画館ごとの工夫なども行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○武井分科会長 資料2の10ページになりますでしょうか。先ほど溝口課長補佐のほうから子育て世帯への配慮ということで具体的にというお話がありまして、今、大出委員のほうから御説明をいただいたということと理解をいたします。

○溝口課長補佐 ありがとうございます。

○武井分科会長 御意見、御質問等、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○若月委員 主婦連合会の若月です。

興行だけではなくて、受動喫煙のことなのですけれども、ところどころで「望まない受動喫煙」という言葉で書いてあるのですが、受動喫煙はもともと望むも望まないもないと思うのですけれども、わざわざ「望まない」とつけてあることには意味があるのでしょうか。なくていいのではないかと思ったのですけれども。

○溝口課長補佐 健康増進法の一部改正のところで、明記はされていないのですけれども、法の概要などで「望まない受動喫煙をなくす」という形で書いてございますので、今回、強調という形で書かせていただき、お諮りしております。

○若月委員 強調という意味ですね。わかりました。

○武井分科会長 あとはいかがでしょうか。

どうぞ。お願いいたします。

○後藤委員 早稲田大学の後藤です。

先ほどの「子育て世帯への配慮も合わせて求められる」というところなのですけれども、私はこれを読んだときに、先ほど例として挙げていただいたような2歳以下が無料とか、乳幼児だけを集めた上映とかということよりも、むしろお子さんがいる家庭の方が映画を楽しむことができるという方向で受け取ったのです。

ですから、具体的にどういう方法があるかということとはなかなか思い浮かびませんが、例えばお子さんを預かっていただけるようなことをするとか、そういうようなことは現在なされているのか、あるいは今後考えられるのか。お子さんというよりは、お子さんの親の側が映画を楽しめるという方向の子育て世帯への配慮についてはどうなのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○大出委員 託児所のようなものを映画館自体が併設しているというのはケースとしては非常に少ないのですけれども、大きなショッピングモールなどに入っている映画館はそここの託児所を使って、映画の料金が割引になるのか、それとも託児所の料金が割引になるのかといったようなサービスは、場所によっては行われているという認識でございます。

以上です。

○武井分科会長 後藤先生、よろしゅうございますか。

○後藤委員 どうもありがとうございました。

○武井分科会長 どうでしょうか。ほかに何か御意見等があれば。

どうぞ。お願いいたします。

○若月委員 今さらお尋ねするのちょっとおくらしているなと思うのですが、興行という話で、映画の話がずっと出てきたので、映画のことだけを言っているのかなと思ったのですけれども、歌舞伎座とかというような劇場もこの興行には入ってくると考えてよろしいのでしょうか。

○大出委員 はい。劇場も、割合としては非常に少ないのですが、ホールでしたり、演芸場も一部含まれています。

○武井分科会長 それでは、次のところへ移ってよろしゅうございましょうか。全体のことについては、また後で御意見、御感想等を求めることができるかとは思いますが。

続きまして、資料3の旅館業の振興指針改正修正案について、事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き事務局より説明させていただきます。

資料3、旅館業の振興指針の修正案でございます。

まず1ページ目でございます。先ほどお話しさせていただいたとおり、旅館業に関しては、事業者・営業者は「営業者」で統一してございます。

3ページ目でございます。前々回、この23年11月から新しく更新したデータがあるのか、あるいは記述をどうするのかという御質問をいただきました。確認させていただいたところ、23年11月以降で更新されたデータはないということで、今回削除で提案させていただきます。

4ページ目から5ページ目、先ほどお話ししました自己評価に関する内容ということで、これも同じ考えで、組合からの自主的な点検をまとめたものでして、「達成」「概ね達成」についてで下記の項目をデータ化したものでございます。

続きまして7ページ、旅館業も同じくHACCPの考え方の遵守が求められておりますので、他の食品の関係と書きぶりを並べる形でHACCPの考え方を取り入れた衛生管理や食中毒案件の発生や拡大防止のために必要な措置を書いております。

11ページは、今、御議論いただきました子育て世帯への配慮ということで、これも何か具体的な事例をいただければ幸いです。

13ページでございます。これも同じく受動喫煙に対する内容でございます。修正点につきましては先ほど説明した内容と同じです。

続きまして、18ページでございます。同じくHACCPに関する内容ということで、食材を保管する冷蔵設備など、HACCPに沿った衛生管理を行う必要があるということで、これも食品関係と同じような書きぶりで補正してございます。

続きまして、飛びますが、34ページでございます。これも同じく受動喫煙に関する内容ということで、記述を補正させていただいております。あと、アルコール関係にては「アルコール類の提供」という形で修正してございます。

35ページから36ページ、災害への対応ということで、旅館業だけですけれども、新たに「災害時等に対応した非常用電源の設備の整備」という内容を書いております。これは、

旅館については災害時には避難所になるなどもありますので、新たに書かせていただいております。

あとは、36ページの最低賃金のところの微修正と、38ページから39ページにかけて働き方・休み方改革の内容については、先ほどの説明と同じでございます。

以上です。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

今、御説明いただきました内容は、資料3でありまして、旅館業の振興指針となります。

同様に何か御質問、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

多田会長、もしよろしければ。

○多田委員 いろいろな問題が我々の業界のほうにも、働き方改革なり、それから、オリンピックの落とし子のように世界的な基準でのHACCPの導入をなさいということで、NASAのレベルでございますので、当初はこんなことはとてもじゃないけれどもできないのではないかということで、大もめといいますか、早くやったところがかすをつかんだみたいな話も聞いたことがあるのですが、どうやらこうやらいろいろなお話し合いの中で、そういう考え方を持った形での食品衛生管理のHACCPの導入ということで落ちつきまして、我々の業界の中でも、2回、3回と講習会を今進めておりまして、ぎりぎりまでしっかりと講習会をやって、要するに記録が中心ということになるのですが、専門に従事する調理師がそういうことをきちんとして、施行後に罰金を食らうようなことがないように、現在業界でもしっかり指導しているところでございます。

それから、受動喫煙に関しましてもしいろいろな御協力をいただいて、大体の施設のほうで喫煙場所と区別、それから、流れでございますけれども、部屋は喫煙ができるのですが、旅館によっては全室禁煙なんてところも出てきまして、たばこの嫌いな方にとってはかなりフォローウインド、そして、吸われる方にとっては非常に辛い問題もあるわけでございます。せっかくリゾートに来て羽を伸ばしたいときにたばこはだめだよということで、ハワイのような状況が、今後これから敷地内はだめだとかという問題も出るかもしれませんが、若干ばらつきがございます。そんな中で、法令遵守で業界としてはしっかり取り組んでいる状況には進んでいけると把握しております。

以上でございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

何か御意見、御質問等、いかがでしょうか。

どうぞ。

○春田委員 御説明ありがとうございます。

内容的にはいろいろ御意見いただいたことを反映していただいて、方向性も理解しているところであります。

若干数点だけコメントさせていただければと思いますけれども、キャッシュレス決済や災害時に対応した非常用電源整備ということで、営業者に対する支援や営業の振興に際し

配慮すべき事項というところに盛り込んでいただいておりますのですけれども、こういった内容というのはそこにとどまらず、今後の営業の振興の目標に入れていくということも一つありなのかなと。

それから、自己評価の表が記載されております。これはほかの全ての指針にもかかわってくるかと思いますので、今後の話ということで聞いていただければと思いますけれども、例えば定期健康診断を実施したということであれば、そういった実施状況によって、自己評価では今、何%ということが出ていますが、こういったことの実効性を担保していくという意味では、自己評価もいいのだけれども、その評価システムというか、やっているとところに対するインセンティブみたいなものも含め、そういった評価システムの導入も含めて実効性を上げていくということも今後検討していくこともありなのかなと。1つ意見とさせていただきます。

あと、キャッシュレス等、デジタル社会がこれから進んでいくという中で、それに対応した営業者の方や、従業員といった方の技術、技能の向上みたいなところの人材育成の面といった観点も、社会人の学び直しを含め入れていくこともこれから考えないといけないのかなということで、今の方向性について、意見というよりも、今後こういったことを検討していく必要があるのではないかという観点で捉えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

溝口さん、どうぞよろしくお願いします。

○溝口課長補佐 御意見いただきましてありがとうございます。

これにつきましては、御意見も踏まえまして、引き続き施策に反映できるよう検討頑しいきたいと思っております。

あと、コメントの御紹介をさせて下さい。本日御欠席の松島委員から、働き方改革に関する修正案につきまして、御意見という形ですが紹介をさせていただきます。今、春田委員からお話がありましたとおり、働き方改革への公正な条件の確保について、職場環境の整備などだけでなく、今のお話のとおり、人員の定着や従業員の育成という観点からも取り組んでいく必要があるのではないかと、との御意見をいただいております。

内容的には春田委員と同じような内容かと思います。以上です。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○櫻田委員 ありがとうございます。

1点質問なのですが、私のほうで前々回御質問させていただいた内容と重複するのですが、1ページの「第一 旅館業を取り巻く状況」で件数の記載がありまして、ここが旅館業法の改正によってホテルと一緒にあったというところがあります。ここの数値の指標の活用としましては、問題意識として検討していくというような御回答をそのときに

いただいていると思うのですけれども、その後いつぐらいからどこでどのように検討していくのかみたいな方向性があればお示しいただければと思います。お願いいたします。

○溝口課長補佐 まだ具体的な方向性は整理できていないのですがまだ検討するというようなところがございますので、本日この場ではお示しできるものはないということで、すみません。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

続きまして、資料４の浴場業の振興指針改正修正案について、事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き事務局より説明させていただきます。

資料４、浴場業の振興指針の修正案でございます。

まず４ページでございます。同じく自己評価に基づく「達成」、「概ね達成」というのを表として示してございます。

８ページでございます。ここの記述ですが、オストメイトあるいは人工肛門の方のほかに入浴着を着用した乳がん患者、今までは「等」としていたのですけれども、社会生活を長く送ることができる方が増えてきたことや、第３期のがん対策推進基本計画中の就労支援やサポートに関する記述に合わせる形で、「乳がん患者・経験者」という修正をさせていただきます。

あと、１１ページですが、これも同じく「乳がん患者・体験者」、また、子育て世帯への配慮についても合わせて書いてございます。

１２ページでございます。これも同じく受動喫煙防止に関する内容でして、これまでの説明と同じでございます。

２７ページでございます。これは前回の審議会で御議論いただきました浴育に関する内容です。前回の御指摘では、浴育に関する内容が東京ガスの商標登録の中に該当するのではないかということで、書きぶりや商標権に抵触しないような形で調整が要るのではないかということで、事務局で調整させていただいた内容になります。

前回分科会と比べ大分簡素化されてしまっておりますが、これに関しましては、「浴育」という言葉を使うこと自体では商標権は発生しないのですが、商標権に抵触しない範囲がどこまでかということの特許庁を確認したところ、「単に明示的に使う場合、あるいはその名前を使って例えば商品化する、あるいはセミナーなどをやって講演料をいただくなど、「業」として実施しなければ侵害に当たらない」、ということ。もう一つ、東京ガスとも調整させていただきまして、今般、明示的に、「営業者は、入浴を通じて生涯、心身の健康をより育むことを目的とされている」という形に修正しました。東京ガスのホームページも参考にさせていただいたのですけれども、この内容であれば特に商標権の侵害に当たらない、と見解をいただいております。

あとは、浴育に関する取り組みとしまして、全浴連も初め民間企業との取り組みも進んでいるということで、「民間の取り組みと連携して以下に掲げる事項について積極的に取

組むことが期待される」と修正してございます。

(3)、浴育の考えとして訪日外国人旅行者への対応は念頭にないということで、今回、削除させていただいてございます。

続きまして、30ページですが、受動喫煙に関する内容は同じでございます。

32ページ、最低賃金の引き上げのところの微修正と、働き方改革に関するところ、33ページから34ページにかけては同じ書きぶりでございます。

以上です。

○武井分科会長 それでは、資料4につきまして御意見、御質問等お願いいたします。

お願いいたします。

○若月委員 細かいことを聞いて恐縮なのですが、入浴着を着用したという記述があって、大体は想像がつくにしても、入浴着ってどんなものなのだろうと思ったのです。ググってみても具体的に出てくるわけではないし、例えば、これはお風呂屋さんに行くと用意されているものなのか、それとも自分でこれを使いますと用意するものなのですか。実際に出会ったことがないのでわからないし、でも、こういうふうにきちんと書かれているということは、もしそういうものを持っていればこれを着て入りますという主張もできるのかなと思ったのですが、具体的なイメージが思い浮かばなかったのも、何かあれば教えていただければと思います。

○佐伯委員 私どものほうで特別御用意をさせていただいているということは基本的にはございませんで、乳がんの方が着用するものは全身着というのではなくて、胸のところをカバーするようなものを想定してございます。だから、御本人が御本人で持っていて、それをつけて入らせてくださいと言ったらそれを勧めてお断りすることはないよということなのですが、実際に私どものところでも、そのようなものを着用した方が御利用なさっているというケースは、今はまだほとんどないのが現状でございます。

○多田委員 補足しましょうか。全国の旅館で、温泉地ですから入浴場がございまして、新聞社などが一生懸命キャンペーンを張ってピンクリボンという活動をしているのですが、実は私の女房も昨年右側を切除したということがあって、まさに身内でそういう人が出たのです。御本人は大きなお風呂には入らないものですからそれは持っていないのですが、うちの場合、年間に2～3人、そういう肌色のたすきみたいな感じで隠してお入りになる方がいらっしゃるということは確認されています。

ですから、全国的にいくとどのぐらいかわかりませんが、見られたくないなという方のためにつくられた眼帯みたいな感じです。真っ白とかというのではなくて、肌と同じような色の布でつくられたものです。ここでボディーを回して隠すという形のものです。おおむねそういうものです。ほかのサポーターみたいなものもあるのでしょうか、あれですが、私らが現物を確認したのは、着ていない状態で現物を見たこともありますが、そういったものがそういった人たちのために用意されているようでございます。我々の利用者の方の持ち物として認めるということで、自分たちのところでは用意されていま

せん。

○若月委員　ありがとうございます。

　ついでだから聞くというのかもしれませんが、そうすると、体を洗ったりするときもそれをずっとしていらして、お湯がかかってきれいにして浴槽に入るという前提でお使いになるのですか。

○多田委員　そうでしょうね。外さないと思います。

○若月委員　もう一つ、オストメイトのことも書いてあったのですが、これも私はそうなのかとちょっとびっくりしたのですが、やはりこれも出会ったことがなくて、ネットを見ると断られたこともあるとかという話も載っているのですが、現実的に結構あることなのではないでしょうか。

○多田委員　うちでは機器をお持ちになる方がいらっしゃいますけれども、パブリックで設備はまだつけていません。ですけれども、要望として、ないじゃないかというところまでは至っていないのです。よくパブリック性の高い公共の交通機関でそういう施設があったり、そういうのがふえてきているような気がしますけれども、あれは一回入ると結構時間がかかってしまうのです。

○若月委員　質問の仕方が悪くてごめんなさい。パウチをつけたままちゃんとお風呂にも全然不衛生でなく入れますよという話で、そういう話があるようなのですけれども、私もそれも想像がつかなくて。

○多田委員　うちの場合だけで恐縮なのですが、そういう話は聞いたことがなくて、恐らく個人のお部屋に入られる形をとられているのではないかなと思います。

○山本委員　私は医療関係者ではないのですが、近しい人で人工肛門をおつけになった方の話を聞きますと、袋は入浴時に外されて、括約筋がないので漏れないような防水の専用のパッチみたいなものをおつけになって入浴をされると聞いておりますので、袋の中から何か入浴中に漏れてしまうというようなことはない聞いております。

○佐伯委員　ここに袋がついているものですが、基本的には漏れることがないのでそのまま入っていただいても大丈夫というものののですが、実際に銭湯につけてこられる方は本当にごく少ないと思います。私の店でも今までに来たということは基本的にはないです。ただ、そういった業界の皆さんには、これは透明な袋のほかに肌色の袋もありまして、中身が見えないようにちゃんと配慮されたものもありますので、肌色のものなどをつけていただいていると、周りの方もそんなに気になるようなものではないかなと考えておりますので、組合員にはちゃんとその周知徹底を進めているというところでございます。

○若月委員　わかりました。

　でも、きっと一緒に入っている人たちへの理解が大変ですよね。そこはまた厚生労働省に頑張ってくださいしかないか。

　わかりました。ありがとうございます。

○武井分科会長　お願いいたします。

○大森委員 さっきの入浴で、2～3週間前だったかな。ちょうど先だって松山の道後温泉あたりもそれを認めてしているというのは、市長みずから、私のほうとそんな話をしまして、温泉もそういうふうに取り組んで、道後温泉自体もそういうふう、簡単な浴衣程度のものと言ったけれども、ちょっと意味がわかりませんが、私が見るわけではないですから、市長自体がそんな取り組みをしていますというようなことを言うておりました。

○多田委員 普通にそういうものをつけられても、基本的に着たものというか、タオルとかを入れますと、循環器とかそういうところに細かい繊維が入ってふぐあいが生じるケースが多いので入れないでくださいとかということが多いのですけれども、同じような話で、ペットお断りでも盲導犬は大手を振って入れるのと一緒に、そういうものを着用されてもどうぞというのが、ほとんどの旅館がそれは困りますということはないはずです。また、そういう運動もありますから、並行して我々のほうもそういうことを知ることが大事なのでやっております。

○武井分科会長 佐伯委員、多田委員のお話を聞いていますと、社会的な認識というのは徐々に深まってきていると理解してよろしゅうございましょうか。

資料4になりますが、ほかにいかがでしょうか。

続きまして、資料5になりますが、飲食店営業（めん類）の振興指針改正の素案について、事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き事務局より説明させていただきます。

資料5、飲食店営業（めん類）の振興指針の修正案の修正箇所でございます。

4ページをお開きください。同じく自己評価による「達成」「概ね達成」という表を整理したものになります。

7ページでございます。「買い物弱者」という表現がございまして、めん類に関して買い物弱者という表現はどうかとは思ったのですが、なぜここで「等」をなぜ入れたかといいますと、買い物弱者だけというよりも、前回の分科会で田中委員のから、めん類業界の実情のお話をいただいた時に、フードデザートといういわゆる街の中で高齢者の方などが生鮮食料品を確保できる機会がどんどん失われている。あるいは、出前などをとる機会が失われているというようなお話をいただきまして、ここの「等」に関しては、高齢者等がそういうような食事がうまくとれない、あるいは元々営まれていたお店がなくなり、ファーストフードにになってしまう、という現状がございまして、ここに「等」という形で残して問題点として課題を記しておく方がよいのではないかということで、「買い物弱者等」という表現で残してございます。

8ページは、同じく受動喫煙防止に関する内容を修正したものでございます。

10ページから11ページは、今お話しさせていただいた「買い物弱者等」という表現で残しているものと、子育て世帯への配慮ということを書いてございます。

12ページでございます。これも同じく受動喫煙防止対策の内容、これは従前の御説明と同じ内容になります。

飛びまして、27ページでございます。生活衛生適正化法の中で標準営業約款というものを定めることができるようになっておりますが、今、16業種ある中で理容・美容業などで定められておりますが、めん類も同様の標準営業約款が定められてございますので、理容・美容に合わせる形で「標準営業約款の登録の促進」について今回追加させていただいております。

続きまして、32ページでございます。同じく受動喫煙に関する内容でございます。

あとは、35ページの最低賃金の引き上げを踏まえた対応と、36ページから37ページにかけての働き方・休み方改革は同じ内容でございます。

以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

それでは、資料5につきまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

お願いいたします。

○山本委員 事業者や営業者などの文言の調整はたびたび話題になっていたかなと思うのですが、景品表示法の場合、表示管理体制とかというところについて義務づけを受けているのは、条文の上だと「事業者」になっていたかなと思うのですが、こちらはいかがいたしたほうがよろしいのかなと。気がつくのが遅くなりまして済みません。

○溝口課長補佐 基本的には「営業者」で統一なのですが、ただ、法律上「事業者」というような書きぶりをしているのであれば、法律の条文に合わせる形で調整したいと思います。細かいところまで気付かずに、申しわけありませんでした。

○山本委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

お願いいたします。

○若月委員 これも飲食店営業だけではないのですけれども、最後の働き方改革のところで、営業者に求める役割というところに「年5日の年次有給休暇の確実な取得」とあるのですけれども、私は最初に見たときに年5日という日数にまず驚いたのですが、5日というところに何か意味はあるのでしょうか。あと、法定だともうちょっと多いのではないかとかも思ったりもしたのであるのですけれども、その辺の日数のところは、もちろん小さな営業者からいろいろなので、本当は5日とるのも大変という話はきっとあるのだろうと思うのですが、この数字のよってきたところを教えてくださいと幸いです。

○武井分科会長 溝口さん、いかがですか。

○溝口課長補佐 御指摘ありがとうございます。

この内容につきましては、労働者には年休40日あるのですけれども、なかなか年休消化や年休取得が繋がっていないというところと、大企業、中小企業にかかわらず働き方改革の一環としまして、5日の年休取得に関しては義務的にとるという流れになってございますので、それを明記した形でございます。

○若月委員 では、これはどこかもっと大きいところでもこの5日という数字がうたわれ

ていると。

○溝口課長補佐　そうです。もともと働き方改革関連法案というものがあまして、昨年、30年にできました。それに沿った形で、企業の大きい小さい、業種を問わず長時間労働を是正する、あるいは休暇を取得する待遇を確保するなど、同一労働同一賃金という形で大きな流れの中で、年休に関しては最低5日、どの業種、どの規模であれ義務的に取得することを目指すというようなことがございますので、この指針に関しても、30年に働き方改革を新たに入れ示した形でございます。

○若月委員　わかりました。

でも、5日だと余りに少ないので、もっとふやすように何かやってほしいなと思います。

○溝口課長補佐　少し別の議論にはなりますが、働き方改革が軌道に乗れば、これからそのような議論も出てくるのかと思います。

○武井分科会長　ほかにいかがでしょうか。

それでは、今、溝口課長補佐から資料1から資料5まで詳細にわたって御説明をいただきました。全体を通しまして、何か御意見あるいは質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○片岡委員　日本政策金融公庫の片岡でございます。

意見というわけではありませんが、今回の指針の中で公庫の期待される役割がいろいろ書かれておりまして、ありがとうございます。ここに書かれていることは大切なことだと思いますので、融資についてきめ細かく丁寧に御相談に乗り、情報提供をしていきたいと思えます。あと、この中に書かれております組合の活性化という観点からいきますと、組合未加入の方が融資相談等に来られるときに組合の案内を、これまでもやっていましたが徹底していく。

もう一つ、最近生活衛生関係業の皆様、本当に地域になくてはならないサービスを提供されています。一方で、経営者の方の高齢化で、事業承継というのがいかに事業を継続的にその地域でやっていくかということが大事になってきています。これを後押しする税制措置でありますとか、公庫においても融資制度が新たに認められたりしていますので、そのような支援策の情報提供もしていきたいと思えますし、また、身内あるいは従業員で適切な後継者がいない場合には、第三者に承継するというのも一つの方策でありますので、こういうものについても、マッチングをする機関でありますとか、いろいろ相談する機関などがございまして、公庫においても必要な情報提供なり必要な支援なりをこれから行っていきたいと思っております。

○武井分科会長　どうもありがとうございます。

今の片岡委員の御発言に対して、何かお役所のほうとしてはよろしゅうございますか。

○溝口課長補佐　引き続き日本政策金融公庫とも連携しながら、生活衛生業の対策の充実に努めていきたいと思っております。

○武井分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○櫻田委員 ありがとうございます。

先ほどの浴場業のお話の中で少し思ったところがありまして、乳がんの方の対応やオストメイトの方の対応で、旅館業のところが多田委員のほうからいろいろお話もありましたので、旅館業の振興指針の中ではそれが触れられていないかなと思いまして、それでしたら、旅館業のほうにも記載が必要なのか、それともそれはもう大前提ということで必要がないのかと少し感じたものですから、申し上げました。

○武井分科会長 これはいかがでしょうか。

○溝口課長補佐 御指摘ありがとうございます。

その御意見については、今初めての話ですので、個別に御相談する形になろうかと思っています。

○多田委員 業界的にそういうようなトラブルなどが出てくるようになりますと、一つのそういう大きな指針で知らしめるというところがございますけれども、おかげさまで全旅連という組織というのはとにかく地方に大きな情報を一気に流すという機能がございます。それから、旅館主というのはやはり第一にお客様のことを大前提に考え判断するという立場がございますので、まして身体的な、これはまさにうちの家内がなるとは思わなかったのですけれども、他人事ではないことが当たり前になってきている世の中で、女性の見られたくないということに関するささやかなガードを、それはだめだなんて言う考えの経営者はほとんどいないと思いますが、もしそういうことが出るようでしたら、そういう要望が地域、社会にどんどん挙がってくると思いますけれども、今のところないということは柔軟な対応をとっているのではないかなと考えています。

それから、滞在時間が長いので、それだけの担保を我々も考えなければいけないのです。浴場業の皆さんですと、ぱっと来てぱっと帰られるわけですから、長い人でもものの1時間ぐらいですけれども、我々は来ると基本的には弱いとかそういうものではなくて、来たら次の朝までいらっしゃいますから、24時間とは言いませんけれども、その間をお預かりするというハンディキャップみたいなものを背負った中で心の通い合うおもてなしが仕事ですから、意外とその辺は柔軟に皆さんやられるからトラブルがないのかなと思っております。

○武井分科会長 全体を見ていただいて、ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○春田委員 最低賃金の記載が、それぞれ最低賃金の遵守等、記載を入れていただいて理解するところではありますが、さまざまな支援策を含め、最低賃金に関する周知、セミナー等の開催での理解、浸透というところで記載を入れていただいているのですけれども、セミナーを含めてそういった支援策の効果とかというところを少し今後検証して、最低賃金

の着実な実施に結びつけていくということが重要だと思いますので、そういうところをこれから、この記載とはちょっと違うのかもしれませんが、そういったところも含め取り組みを進めていただきたいなというお願いです。

それから、浴場の関係のところ、先日キャッシュレス決済の話の中で少し質問をさせていただいて、今の料金の中でキャッシュレスを導入するのは、やはり3%の中では厳しい、1%ぐらいではないかという話がありましたけれども、今回指針の中にキャッシュレス決済のことを入れていただいております。ただ、そういった実態を踏まえると、支援策の推進というのもし盛り込んでもいいのかなと。要は、今、キャッシュレス還元などを含めて、3%のところを補助なし1%にするとかといった動きがありますので、そういった支援策の活用の推進をセットでやっていかないと、キャッシュレスの推進ということだけ書いていても、実態と照らし合わせるとなかなか困難な部分もあるのかなと思いますので、そういうところを書き入れる工夫もあってもいいのかなと思いました。

以上です。

○溝口課長補佐 御意見ありがとうございます。

いただいた意見も踏まえて、ちょっと検討してみようとは思っています。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○若月委員 HACCPのことなのですからけれども、それに基づいてきちんといろいろなことが行われるのはすごくいいことだと思うのですが、それって、じゃあ本当にそれをやっていますというのはどこかでチェックがされるような仕組みになるのでしょうか。それとも、あくまでうちはやっていますという宣言をする前提なののでしょうか。

○武井分科会長 多田さん、どうですか。

○多田委員 それも補足説明ですけれども、記述して残さなければいけないのです。ですから、やっていますよでは済まないのです。所管の保健所さんが、法令が施行されますとチェックに来る可能性があります。そのときに、指導どおりに記載されていないとそれはもちろん指導を受けるわけです。今回の場合は、今までは例えば検査を残しておくとか、こういうふうにやっていたで済むのですけれども、品物が入ってきたところから全て荷姿のチェックから始まって、微に細にグループごとにカテゴリー別にいろいろ記載しなければいけないのです。だから、調理人にとっては大変負担になるのですけれども、要するに、記録に残すというのがHACCPの考え方を取り入れた衛生管理となっておりますので、うちはやっていますでは済まない形になっています。

したがって、細かく指導をしないと、本当にみんなできているかどうかというのを今、最終的な仕上げに入ってくるわけで、一生懸命講習会をやっているところです。ただ、小さいところでもできるような形のものになったということは、日本食品衛生協会さんと一緒になってパンフレットというか指導のマニュアルをつくったのですが、その本を中心に講習会をやればできるというところまで行ったので、何とかなるかなとは思っているところ

ろなのです。

○若月委員 わかりました。

では、それはわざわざ、例えばホームページとかにうちはHACCPでやっていますとかうたうようなことではないけれども、でも、ちゃんとみんな前提としてやっていますよということになるのですか。

○多田委員 はい。これは法律できちんと義務として定められましたので、やらないわけにはいけないので、やるようになっております。

○武井分科会長 生活衛生業として非常に厳しい対応を。

○多田委員 そうですね。当初は本当にえらいことになったということもあって、裏話ですけれども、滋賀県は2年前から取り組んだのです。そうすると、レベルが非常に高かったのです。そうすると、現場ではとてもじゃないけれどもできないと。商売をやめようかというぐらいになったのです。そのレベルを実際にやっているのは、大きな食品会社さんは大量な量を工場で作るので、そういうレベルの食品管理をしていますけれども、要するに、現場に若干遡行した形で、ここまでしなくてもいいと。だけれども、これだけはやりなさいと、切るものを切って必要なものは残したという形が今回のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の書かれているものでございます。

○武井分科会長 若月委員、よろしゅうございますか。

○若月委員 わかりました。ありがとうございます。

○多田委員 日本はレベルが高いのですけれどもね。厚労省の御指導で我々も60年前に組合をつくって、大変そういう安全・安心をやってきたのですけれども、食品事故はニュースに出ますけれども、圧倒的に少ないのです。死ぬ人なんてほとんど少ないです。新しいいろいろな別のものが出ていますけれども、その辺は日本の行政指導はすごいなと思います。

○若月委員 わかりました。ありがとうございます。大変かと思えますけれども、よろしくをお願いします。

○多田委員 ただ、組合に入っていないところは怖いです。

○若月委員 そこはやらないのですか。

○多田委員 そこはそういう指導の枠の外になってしまう。

○若月委員 でも、例えばお役所からぴしっと何か行くとかということは。

○多田委員 食品衛生の許可をとる関係になってくるとやりますけれども、そうではない、もうちょっと軽いものなどはこぼれてしまうのです。だから、同じように口に入るものでも、重たい、要するにちゃんとした食べ物などだと免許が必要になりますけれども、そうではない簡単なものの場合、ディープなチェックがない世界のものの場合は、組合に入らないとか情報や指導が行かないという問題が起こるのです。

だから、ちょうど政策公庫さんが言われたような指導をあちこちでやっていただかないと、最近の若い人は入らないのです。任意なので入る必要がない。強制で入るわけではな

いので、それがすり抜けになってしまって、組合外だと逆に大きな指導がきめ細かくされないのです。そういう問題が社会的に、業界としてはいろいろなところで出ています。

○若月委員 では、問題はまだいろいろありつつもということ。

○多田委員 そうですね。だから、きちんとした組合に加盟しているところは安全と言え
ば安全だしということがありますね。

○若月委員 それは、組合に加盟とかお店のどこかに書いてあるのですか。そこを見れば
一応大丈夫みたいな、消費者として指針になるような。

○多田委員 そういうのはなかなかないです。

○大森委員 それぞれの監査でやる場合があるし、都道府県によっては統一のマークをつ
くったこともあるし、ゼロではないです。

○多田委員 だけれども、それは結局リベラルな考え方から見ると、差別になるとか、要
するに任意なわけですから。

○大森委員 加入団体の自由というのが規程に載っていますから。

○多田委員 そうすると、暗黙のうちに、これを強制していく形になるわけですね。何だ
おまえ、入っていないじゃないかみたいな。それを公の中で出してしまうと、それはまた
難しい問題がある。その辺はいたし方ないです。したいのですけれども。

○若月委員 わかりました。では、聞けば教えてくれるみたいな感じですね。

○多田委員 もちろん問い合わせれば、加盟しておりますとか、入っていませんとかとい
うことになります。

○若月委員 わかりました。ありがとうございます。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、熱心に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。多少の追加、
修正の御意見もきょう少しいただきましたが、4業種の振興指針改正修正案については、
全体的には取りまとめられていると考えられます。

本日いただきました追加、修正意見の反映につきましては、会長と事務局で詳細を詰め
るという形といたしまして、4業種の振興指針の改正修正案につきましては、分科会とし
てはお認めいただいたというようにしてもよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の追加、修正意見を反映の上に、4業種の振興指針改正の告示に向けて
事務局に作業を進めていただきたいと思います。反映の状況につきましては、メール等
を通じて事務局より連絡をさせていただきます。

その他、厚生労働省のほうから何かありましたらお願いいたします。

○浅沼生活衛生・食品安全審議官 審議官の浅沼でございます。

委員の皆様におかれましては、平素より生活衛生行政の推進に御理解、御協力を賜りま
すとともに、御多忙のところ、年始から御参集いただき、誠にありがとうございました。

重ねて御礼を申し上げます。

本日も含めまして、計3回にわたりまして活発な御議論と貴重な御意見をいただき、また、4業種の振興指針改正案、若干修正はございますけれども、本日御了承いただき誠にありがとうございます。

今回御議論いただきました本指針は、各業種の生活衛生関係の営業の振興目標や達成手段、配慮すべき事項など、生活衛生業の振興に向けた基本となる重要な内容が多数盛り込まれているところでございます。

現在、生活衛生業は厳しい経営環境に置かれているとともに、少子高齢化や働き方改革など、多くの社会的な課題の対応も求められているところでございます。厚生労働省といたしましても、これら振興指針の方向に基づき、補助金等の財政支援や税制改正等の制度支援、生産性向上等、各事業の実施を通じまして、国民生活を豊かにする生活衛生業を支援する所存でございます。引き続き、委員の先生方の御所見やお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが今回の改正に当たりまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事は以上となります。何かそれ以外に事務局から御連絡事項等、よろしくお願いいたします。

○溝口課長補佐 本日は活発な御審議及び振興指針改正の修正案を取りまとめいただきまして、誠にありがとうございました。

また、短い開催期間にもかかわらず、いろいろな御意見や修正意見等をいただきましてありがとうございました。

本日いただきました修正、追加の内容につきましては、会長と事務局で詳細を詰めさせていただいた上で、委員の方にもメール等で送付させていただきます。なお、その際にお気づきの点がございましたら、事務局のほうまで御連絡ください。

また、本日の議事録は、原稿ができ次第各委員に送付、確認をいただいた上で厚生労働省ホームページに公開させていただきたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

また、次回以降の開催につきましては、追って御連絡を申し上げます。

以上です。

○武井分科会長 以上をもちまして、第35回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了いたします。

本日は、お忙しいところ、また、年の初めから御参加いただきまして、大変ありがとうございました。